

第 5-4 編 資料・各種様式

第 1 章 各種様式

第 1 節 警戒事態

(様式 - 1 - 1)

最初に警戒事態に該当する地震等の自然災害が発生した場合

要請案

令和~~平~~成 年 月 日 時 分

(PAZ及びUPZ内の道府県・市町村の長あて)

_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

月 日 時 分に発生した (例：××を震源とする地震) は、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したことから、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。

(様式 - 1 - 2)

最初に警戒事態に該当する地震等の自然災害が発生した後に、警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合

要請案

令和平成 年 月 日 時 分

(P A Z 及び U P Z 内の道府県・市町村の長あて)
_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

電力株式会社 原子力発電所 号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(例)

- 電力株式会社 原子力発電所の P A Z の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施すること。~~ただし~~避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。
- 電力株式会社 原子力発電所の P A Z の住民であって施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- 県及び 県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。
- 電力株式会社 原子力発電所の P A Z 及び U P Z の住民、一時滞在者、その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

最初から警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合

要請案

令和 平成 年 月 日 時 分

(P A Z 及び U P Z 内の道府県・市町村の長あて)
_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

電力株式会社 原子力発電所 号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(例)

- 電力株式会社 原子力発電所の P A Z 及び U P Z に該当する 道府県、 道府県、 × × 市町村及び 市町村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。
- 電力株式会社 原子力発電所の P A Z の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。
- 電力株式会社 原子力発電所の P A Z の住民であって施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- 県及び 県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。
- 電力株式会社 原子力発電所の P A Z 及び U P Z の住民、一時滞在者、その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

第 2 節 施設敷地緊急事態

要請案

令和~~平成~~ 年 月 日 時 分

(P A Z 及び U P Z 内の道府県・市町村の長あて)

_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

電力株式会社から 原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に定める事象が発生したとの通報を受けたので、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(例)

- ・ 原子力発電所の P A Z に該当する市町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。~~ただし~~避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅等すること。当該地域の住民 (施設敷地緊急事態要避難者を除く。) は、避難準備を実施すること。
- ・ P A Z の地方公共団体は、P A Z に該当する市町村の住民に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。
- ・ U P Z の住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者は帰宅等すること。
- ・ P A Z 及び U P Z 内の地方公共団体は、あらかじめ指名した要員を原子力規制委員会が立ち上げた緊急時モニタリングセンターへ派遣すること。
- ・ P A Z 及び U P Z に該当する市町村の住民、一時滞在者、その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

第3節 全面緊急事態（フェーズ1）

公示案

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	市、町、村、・・・ (地域名及び海域が含まれる場合は事故施設(現場)から半径m圏内の海域)(注)
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時
	発生場所
	発生場所の天候状況
	放射線等の状況
	被害状況
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	(例)
	<ul style="list-style-type: none">原子力発電所のPAZに該当する市町村の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。UPZに該当する市町村の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。PAZ及びUPZの市町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

令和平成 年 月 日 時 分

~~輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「 県 市 町 」等、
海上輸送の場合、「 県 灯台から 度 海里のところ」等、
航空輸送の場合、「 県 市の 、 キロメートルのところ」
等」
とする。~~

指 示 案

令和平成 年 月 日 時 分

(P A Z 及び U P Z 内の道府県・市町村の長あて)

_____ 殿

内閣総理大臣 名

電力株式会社 原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法
第 1 5 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

(例)

- ・ 原子力発電所の P A Z に該当する市町村の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け、服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避を実施すること。
- ・ U P Z に該当する 市町村の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- ・ P A Z 及び U P Z に該当する 市町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

安定ヨウ素剤服用の指示

令和平成 年 月 日

知事 殿
市長 殿
〇〇町長 殿
〇〇村長 殿

内閣総理大臣 名
又は
原子力災害対策本部長 名

原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第 条第 項
(第 1 5 条第 3 項又は第 2 0 条第 2 項) の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

標記の件について、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤を服用すること。

服用方法等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(原子力規制庁放射線
防護企画課、令和平成元 28年 7 9月 3 30日 全部改正修正) を参照すること。

(案)

発電所事故に係る原子力緊急事態宣言

令和~~平成~~ 年 月 日

令和~~平成~~ 年 月 日 時 分、(事業所名)において、(事象の発生状況を記載。(例)原子炉冷却材の漏えいが発生し、非常用の炉心冷却装置による注水を行っていたところ、その後、時 分、全ての非常用の炉心冷却装置による注水機能が喪失した)ため、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する事象が発生した。

このため、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

(例)

現在、敷地外への放射性物質の漏えいは認められない。

しかしながら、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるとの観点から、放射性物質の放出前の今の時点から、避難、屋内退避などの対策を実施する。

具体的には、

(事業所名)からおおむね5 km圏の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難を実施する。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避を実施する。

(事業所名)からおおむね5 kmから 30 km圏の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施する。

これら地域の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意する。

政府としては、この後、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部をオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の皆様の安全確保を最優先に、全力で対処していく。

また、事態の推移について迅速に情報提供を行う。国民の皆様は、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意していただきたい。

(放射性物質の放出見込みについて言及)については、十分な時間的余裕があるので、国や自治体の指示に従い、落ち着いて行動していただきたい。

~~輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「県市町」等、
海上輸送の場合、「県灯台から度海里のところ」等、
航空輸送の場合、「県の、キロメートルのところ」
等」~~

~~とする。~~

(様式 - 7)

(案)

府政原防第 号
令和平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

内閣総理大臣 名

令和平成 年 (年) 事故に係る原子力災害対策本部の
設置について

標記について、別紙のとおり閣議を求めます。

令和平成 年(年) 事故に係る原子力災害対策本部の設置
について

〔 令和平成 年 月 日 閣議決定案 〕

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第16条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に、原子力災害対策本部(以下、「本部」という。)を設置する。

記

1. 本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 名称 令和平成 年(年) 事故に係る原子力災害対策本部
- (2) 設置場所 東京都(総理大臣官邸)
- (3) 設置期間 令和平成 年 月 日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

2. 本部の構成は、次のとおりとする。

- 本部長 内閣総理大臣
- 副本部長 内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣(原子力防災)及び原子力規制委員会委員長
- 本部員 原子力災害対策本部長及び原子力災害対策副本部長以外の全ての国務大臣、内閣危機管理監並びに原子力災害対策副本部長以外の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

3. 本部の庶務は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)において処理する。

(案)
内閣府告示第 号

原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十六条第一項及び第十七条第九項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を次のように設置したので、同法第十六条第二項及び第十七条第十項の規定により告示する。

令和平成 年 月 日

内閣総理大臣 名

一 原子力災害対策本部

(一) 名 称 令和平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇〇事故に係る原子力災害対策本部

(二) 設置場所 東京都(総理大臣官邸)

(三) 設置期間 令和平成 年 月 日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

二 原子力災害現地対策本部

(一) 名 称 令和平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇〇事故に係る原子力災害現地対策本部

(二) 設置場所 原子力緊急事態に係る原子力事業所について指定された緊急事態応急対策等拠点施設

(三) 設置期間 令和平成 年 月 日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

※輸送の場合「〇〇県〇〇市〇〇施設」とする。

平成 年 (年) 原子力災害対策本部員及び
原子力災害対策本部の職員の任命について

平成 年 月 日

内閣総理大臣 名

—原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第17条第7項第3号及び第8項に基づき、下記のとおり、平成 年 (年) 原子力災害対策本部員及び原子力災害対策本部の職員を任命する。—

記

平成 年 (年) 原子力災害対策本部員
別紙のとおり

平成 年 (年) 原子力災害対策本部の職員
別紙のとおり

—内閣府は、あらかじめ関係省庁と協議のうえ、本部員及び本部の職員の予定する者の役職名に係るリストを作成する。また、更に本部員及び本部の職員の任命を行う必要が生じた場合には、内閣府は、関係省庁に照会を行い、当該リストに記載の役職に就いている者その他必要な者の氏名及び所属元を取りまとめる。—

令和 年 (年) 電力株式会社 発電所事故に係る
原子力災害対策副本部長の指名について

令和 年 月 日
内閣総理大臣 決裁

令和 年 (年) 電力株式会社 発電所事故に係る原子力災害対策本部
について、原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 第 17 条第 5 項に基
づき、下記の者を原子力災害対策副本部長に指名する。

記

内閣府特命担当大臣 (原子力防災) _____
原子力利用省庁大臣 * 1 _____
内閣府特命担当大臣 (防災) * 2 _____

* 1 原子力利用省庁大臣は、実際は「経済産業大臣」などとする。

* 2 内閣府特命担当大臣 (防災) は、自然災害との複合災害の場合の想定

令和 年 (年) 電力株式会社 発電所事故に係る
原子力災害対策副本部長の任命等について

令和 年 月 日
原子力災害対策本部長決定

令和 年 (年) 電力株式会社 発電所事故に係る原子力災害対策本部
について、原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 第 17 条第 5 項に基
づき、下記の者を原子力災害対策副本部長に任命する。

記

内閣府特命担当大臣 (原子力防災) _____

原子力利用省庁大臣 _____ * 1

内閣府特命担当大臣 (防災) _____ * 2

また、原子力災害対策特別措置法第 17 条第 6 項に規定する原子力災害対策本部長があ
らかじめ定める原子力災害対策本部長の職務を代理する原子力災害対策副本部長の順序
は、次の順のとおりとする。

内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長、内閣府特命担当大臣 (原子力防
災)、原子力利用省庁大臣、内閣府特命担当大臣 (防災)

* 1 原子力利用省庁大臣は、実際は「経済産業大臣」などとする。

* 2 内閣府特命担当大臣 (防災) は、自然災害との複合災害の場合の想定

令和 年 (年) 電力株式会社 発電所事故に係る
原子力災害対策本部員及び原子力災害対策本部の職員の任命について

令和 年 月 日
内閣総理大臣 決裁

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第7項第3号及び第8項に基づき、令和 年 (年) 電力株式会社 発電所事故に係る原子力災害対策本部について、下記のとおり、原子力災害対策本部員及び原子力災害対策本部の職員を任命する。

記

原子力災害対策本部員

内閣府副大臣 * 1
内閣府大臣政務官 * 1
原子力利用省庁副大臣 * 2
原子力利用省庁大臣政務官 * 2

原子力災害対策本部の職員

別紙のとおり * 3

* 1 内閣府副大臣・大臣政務官は、原子力災害現地対策本部長を務めるため、原災本部員としての任命が必要

* 2 原子力利用省庁副大臣・大臣政務官は、原子力被災者生活支援チーム事務局長を務めるため、原災本部員としての任命が必要（実際は「経済産業副大臣」「経済産業大臣政務官」などとする。）

* 3 内閣府は、あらかじめ関係省庁と協議の上、本部の職員に充てることを予定する者の役職名に係るリストを作成する。また、更に本部の職員の任命を行う必要が生じた場合には、内閣府は、関係省庁に照会を行い、当該リストに記載の役職に就いている者その他必要な者の氏名及び所属元を取りまとめる。

令和平成 年 (年) 原子力災害現地対策本部長及び
原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名について

令和平成 年 月 日
原子力災害対策本部長 決定各

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第17条第14項に基づき、
下記のとおり、令和平成 年 (年) 原子力災害現地対策本部長及び原子
力災害現地対策本部員その他の職員を指名する。

記

原子力災害現地対策本部長

内閣府副大臣 (又は内閣府大臣政務官)

平成 年 (年) 原子力災害現地対策本部長

(内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官*1)

原子力災害現地対策本部員その他の職員

別紙のとおり*

平成 年 (年) 原子力災害現地対策本部員その他の職員

別紙のとおり

*—内閣府は、あらかじめ関係省庁と協議の上うえ、本部員その他の職員に充てることを
予定する者の役職名に係るリストを作成する。また、更に本部員及びその他の職員の任命
を行う必要が生じた場合には、内閣府は、関係省庁に照会を行い、当該リストに記載の役
職に就いている者その他必要な者の氏名及び所属元を取りまとめる。

*1輸送の場合、「主担当の安全規制担当省庁副大臣」とする。

緊急事態応急対策等に関する実施方針(案)

令和〇〇年 月 日

原子力災害対策本部決定

電力株式会社 発電所事故に関し、本日、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、直ちに原子力災害対策本部を設置した。

今後、事故の推移によっては、周辺住民の安全を脅かす事態に至るおそれがあることから、以下の方針に則り、緊急事態応急対策等に取り組むこととする。

(例)

1. 事故の拡大防止、事態の早急な収拾及び住民の安全確保を第一に、事態の推移に応じた防護対策などに総力を挙げて取り組むこと。

2. 住民に対して、必要な情報を迅速かつ的確に伝達し、混乱の発生を防止すること。

3. 事態の推移に応じ、警察、消防、海上保安庁の部隊派遣及び自衛隊の原子力災害派遣を迅速に行うこと。

以上

防衛大臣 殿

(災 害 名)
原子力災害対策本部長 名

自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請について(要請)

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第4項の規定に基づき、以下のとおり自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

記

- 1 原子力災害の状況及び派遣を要請する事由
参考 - 「公示」中「2. 原子力緊急事態の概要」のとおり状況であり、同「公示」中「1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域」における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため派遣を要請するもの。(可能であれば今後の見通し等を記載)
- 2 派遣を希望する期間
令和平成 年 月 日から当面の間 or 令和平成 年 月 日まで
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
参考 - 「公示」中、緊急事態応急対策を実施すべき区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
緊急事態応急対策の実施に必要な活動
(例)・緊急時モニタリング支援
・被害状況の把握()

等

以下の項目のうちから選択(複数可)

緊急時モニタリング支援、被害状況の把握、避難の援助、行方不明者等の捜索救助、消防活動、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、避難退域時検査及び簡易除染、その他(具体的内容を記載)

- 4 その他参考となるべき事項
 - (1) 本派遣要請に関する調整窓口

対策本部窓口：・・・

現地対策本部窓口：・・・

- (2) ・・・

~~輸送の場合は、「主担当の安全規制担当省庁」とする。~~

公示案

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	緊急事態応急対策を実施すべき区域を下記の区域に変更する。 (変更後の実施区域) 市、町、村、・・・ (地域名及び海域が含まれる場合は事故施設(現場)から半径m圏内の海域)(注)
2. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	(例) ・区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、防災無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意すること。 ・現時点では、直ちに特別な行動を起こす必要はなく、落ち着いて指示を待つこと。 (追加事項) ・ 地区の住民は屋内退避すること。

~~輸送の場合は、陸上輸送の場合、「 県 市 町 」等、
海上輸送の場合、「 県 灯台から 度 海里のところ」等、
航空輸送の場合、「 県 市の 、 キロメートルのところ」等とする。~~

指示案

府政原防 _____ 第 号
令和平成 年 月 日

(避難等が必要となる地域を含むUPZの道府県・市町村の長あて)
_____ 殿

原子力災害対策本部長 名

電力株式会社 原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法
第20条第2項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

(例)

- 原子力発電所からUPZ圏内の住民は避難すること。
- 原子力発電所からUPZ圏内の住民は一週間程度内に一時移転すること。
- 原子力発電所のUPZのうち、 _____ 地区の地域生産物の摂取を控えること。

(様式 - 16-1-5)

~~府政原防~~第 号
令和平成 年 月 日
原子力災害対策本部長 名

令和平成 年 (年) 原子力災害対策本部長の権限の一部の委任について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第8項の規定に基づき、同条第1項から第7項に規定する令和平成 年 (年) 原子力災害対策本部長の権限のうち、

.....
.....
.....

を令和平成 年 (年) 原子力災害対策副本部長のうち に委任する。

(案)
内閣府告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第八項の規定に基づき、**令和平成**年（○○○○年）○○○原子力災害対策副本部長のうち、次の表に掲げる者に、**同条第一項から第七項に規定する令和平成**○○年（○○○○年）○○○原子力災害対策副本部長の権限のうち、**同表下欄に掲げるものを**委任したので、**同条第十項の規定により告示する。**
(表を掲示)

令和平成 年 月 日

原子力災害対策副本部長 名

(様式 - ~~18-47~~)

~~府政原防~~——第 号
~~令和平成~~ 年 月 日
原子力災害対策本部長 名

~~令和平成~~ 年 (年) 原子力災害対策本部長の権限の一部の委任について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第9項の規定に基づき、同条第1項、第2項及び第5項に規定する~~令和平成~~ 年 (年) 原子力災害対策本部長の権限(同条第2項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)のうち、

.....
.....
.....

を~~令和平成~~ 年 (年) 原子力災害現地対策本部長に委任する。

(様式 - 19-48)

(案)
内閣府告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第九項の規定に基づき、同条第一項、第二項及び第五項に規定する令和平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限（同条第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）のうち、

・
・
・
・
・

を令和平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長に委任したので、同条第十項の規定により告示する。

令和平成 年 月 日

原子力災害対策本部長 名

(様式 - 20)

原子力被災者生活支援チームの設置について
(原子力災害対策本部長決定)

令和 年 月 日

原子力災害対策本部長

(原子力施設名称)の事故による原子力災害被災者の生活支援について、「(原子力災害対策本部名称)」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。

<記載例>

1. 主な任務

- ・避難指示区域等の設定・見直し
- ・原子力被災者の避難・受入先の確保
- ・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染
- ・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の出荷制限・摂取制限
- ・放射性物質に汚染された地域の除染
- ・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施

などの諸課題について、対策本部と緊密に連携しつつ、関係行政機関、関係地方公共団体、電力(株)等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。

2. 構成員

<u>チーム長</u>	<u>内閣府特命担当大臣(原子力防災)</u> <u>原子力利用省庁大臣</u>
<u>事務局長</u>	<u>原子力利用省庁副大臣/大臣政務官</u>
<u>事務局長補佐</u>	<u>内閣府大臣官房審議官</u>

3. 関係機関との緊密な連携

- ・・・との緊密な連携を図る。

(様式 - 21-19)

○内閣府告示第 号

「令和平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇事故に係る原子力災害現地対策本部」の設置場所を変更したので、令和平成〇〇年〇月〇日内閣府告示第〇号(原子力災害対策特別措置法第十六条第一項及び第十七条第九項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する件)の全部を次のように改正する。

令和平成 年 月 日

原子力災害対策本部長 名

一 原子力災害対策本部

- (一) 名 称 令和平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇事故に係る原子力災害対策本部
- (二) 設置場所 東京都(総理大臣官邸)
- (三) 設置期間 令和平成〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

二 原子力災害現地対策本部

- (一) 名 称 令和平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇事故に係る原子力災害現地対策本部
- (二) 設置場所 変更後の施設
- (三) 設置期間 令和平成〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

第4節 全面緊急事態（フェーズ2）

原子力災害被災者支援の体制強化について
(原子力災害対策本部長決定)

平成 年 月 日
原子力災害対策本部長

(原子力施設名称)の事故による原子力災害被災者の生活支援について、「(原子力災害対策本部名称)」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。

<記載例>

1. 主な任務

ア 被災者の避難・受入れの確保(除染体制の確保を含む)

イ 被災地周辺地域・避難所への物資の輸送、補給

ウ 被災者への原子力災害時の医療等の確保

エ 環境モニタリングと情報提供

などの諸課題について、対策本部と緊密に連携しつつ、関係行政機関、関係地方公共団体、電力(株)等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。

2. 構成員

チーム長 内閣府特命担当大臣(原子力防災)
原子力利用省庁大臣

事務局長 原子力利用省庁副大臣/大臣政務官

事務局長補佐 内閣府大臣官房審議官

3. 関係機関との緊密な連携

との緊密な連携を図る。

(様式 - 22-2-1)

電力株式会社 発電所に係る原子力緊急事態解除宣言

原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるため、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第4項の規定に基づき、電力株式会社 発電所に係る原子力緊急事態解除宣言を発する。